

## 非常災害時における北名古屋衛生組合温水プールの管理運営に関する指針 の運用について

### (趣旨)

第1 この運用規定は、非常災害時における北名古屋衛生組合温水プールの管理運営に関する指針（以下「指針」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2 指針第3条に規定する「講座」とは、北名古屋衛生組合温水プールの設置及び管理に関する条例（令和3年北名古屋衛生組合条例第3号）第5条第4号に基づき北名古屋衛生組合が指定管理者の業務として行わせる事業を指す。

### (講座の中止等について)

第3 指針第3条第1項第2号ただし書は、講座の実施中又は実施時間の直近にあつては、一律に講座を中止又は延期させることが適当でない場合も生じうることを考慮して、指定管理者による弾力的な運用を認めたものである。したがって、本号により当然に講座を実施すべきものとなるものではなく、暴風警報等発表時には講座等を中止又は延期することを原則としつつ、指定管理者は、利用者の安全が確保される場合に限り、施設周辺の状況等を考慮して講座を実施することができることとしたものである。

### (講座受講料の返還について)

第4 指針第3条第3項は、講座を実施できなかった場合に受講料を返還するものであり、同条第1項第2号ただし書の規定により講座を実施する場合にあつては、当該講座に出席しなかった者に対して講座受講料を返還する必要はない。ただし、暴風警報等発表時には講座を中止又は延期することを原則としていることから、同号ただし書の規定に基づき講座を実施する場合にあつては、特に参加予定者への周知に努めるものとする。

### (指定管理者が行う事業の取扱い)

第5 指定管理者が自ら管理する施設を専用利用して行う講座その他の事業についても、指針第3条各項の規定に準じた取扱いを行うものとする。

### (専用利用料金の還付について)

第6 指針第4条第3号は、講座が予定されていない場合においても、講座が予定されている場合と同様の災害状況等の判断により、専用利用料金を還付できるものとする趣旨である。

2 指針第4条第4号は、2日以上にわたって引き続き利用する場合、これらの利用予定のすべてを還付対象にすることができるものとする。

### (災害時利用証明書について)

第7 災害時利用証明書の提示による利用料の免除は、災害時に利用していたプールを利用す

る場合に行うものである。

- 2 災害時利用証明書の交付は、1回券、回数券のいずれかにより施設を利用したかを問わず、個人利用者に交付するものとする。
- 3 災害時利用証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

#### 附 則

この運用は、令和4年8月1日から実施する。

#### 別記様式

### 災害時利用証明書

本日、北名古屋衛生組合温水プールを個人利用していたことを証明します。  
本証明書を持参した方は、1回に限り、プールを利用することができます。

発行日

施設名及び使用区分

施設名：北名古屋衛生組合温水プール

使用区分：プール個人利用

(大人・高齢者・子ども：該当する区分を○で囲む)